

知的財産高等裁判所

～10周年を迎えて～



【国際法曹協会（I B A）東京大会 2014】

知的財産・エンタテインメント法委員会，訴訟委員会のセッションへの参加①

知的財産高等裁判所（知財高裁）は，平成17年4月，知的財産に関する裁判の一層の充実，迅速化を図るため，これを専門的に取り扱う裁判所として設立され，平成27年4月に10周年を迎えました。知的財産権の対象となるものには，例えば，ノーベル賞受賞で話題になったi P S細胞のような最先端の技術，小説や音楽のような芸術作品，ブランド名など様々なものがあります。最近の知的財産権に関する訴訟の特徴としては，技術の進歩に伴い，より複雑困難なものとなったことや，企業活動のグローバル化により国際化しているということが挙げられます。

知財高裁では，このような状況に対応すべく，様々な取組を行っています。ここでは，その一部を紹介します。

専門的知見の活用

●裁判所調査官

裁判所は，機械，化学，電気等の技術分野の専門的知識，特許法等の知識を有する裁判所調査官を訴訟に関与させ，技術的事項を調査させることなどができます。裁判所調査官は，とりわけ争点が複雑，高度になりやすい特許権事件等では原則として全件に関与しています。



【裁判所調査官による技術説明】

●専門委員

必要に応じ、多岐にわたる科学技術分野で最先端の研究に従事する大学教授、公的機関の研究者等から任命された専門委員を訴訟に関与させることもできます。専門委員は、指定された事件について、専門的知見に基づき、公平・中立な立場から、争点となる高度な専門的、技術的事項について説明等を行います。現在、約200名が専門委員に任命されています。

●技術説明会

当事者から技術的事項について口頭で説明を受けるため、技術説明会が実施されることもあります。裁判所調査官や専門委員が裁判官と共に当事者に質問をしたり、専門委員が技術的事項について説明したりするなど、自由な雰囲気の中で議論が行われます。技術説明会では、当事者双方から、模型、図面等の視覚情報を活用したプレゼンテーションを受けた上、公平、中立で、かつ、専門的知見を有する裁判所調査官、専門委員を交えた質疑応答がされるため、裁判官の事案についての理解が一層深まります。また、当事者からみても、質疑応答を通じ、裁判官がどういった点に疑問をもっているのか、どこが実質的に重要なポイントになるのかがよく分かります。



【技術説明会】

- | | |
|---------|----------|
| 1 原告代理人 | 4 裁判所調査官 |
| 2 専門委員 | 5 被告代理人 |
| 3 裁判官 | |

国際交流と国際的な情報発信の推進

●国際会議

企業活動のグローバル化に伴い、同種の法律問題が世界各地の裁判所で判断されることもあるなど、知的財産権に関する紛争が国際化する中、他国の法制度を互いに理解し合うことの重要性も高まっています。このような状況に対応するため、知財高裁の裁判官も、最先端の問題を議論する様々な国際会議に出席し、議論に積極的に参加するとともに、日本の知的財産権に関する訴訟の実情等について情報発信をしています。



【国際法曹協会（IBA）東京大会2014】

知的財産・エンタテインメント法委員会、訴訟委員会のセッションへの参加②



【海外からの訪問者との意見交換会】

●海外への情報発信



【知財高裁ウェブサイトトップページ】

●海外からの訪問者

知財高裁には世界各国から多くの法曹関係者が来訪します。知財高裁の裁判官が日本の知的財産権に関する訴訟等の説明をしたり、来訪者からの質問に応じたりしています。

知財高裁ウェブサイトでは、海外に広く情報発信を行うため、知財高裁の概要や統計等を外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語）でも掲載しています。英語版サイトには、知財高裁、地方裁判所知的財産権部の判決の要旨や全文の英訳、知財高裁の大合議事件（※）の進行状況を随時掲載しています。

また、研究会等の開催、諸外国からの知財高裁への来訪者等、知財高裁の主な出来事も紹介しています。



【英語版サイトの判決紹介ページ】

※大合議事件

5名の裁判官の合議体で裁判を行います。重要な法律上の争点を含み、裁判所の判断が企業の経済活動、産業経済に重大な影響を与える事案等で活用されます。



【大合議事件・5名の裁判官による合議体】

より詳しい情報は、知財高裁ウェブサイト (<http://www.ip.courts.go.jp>) をご覧ください。